

令和元年度第2回宮城県環境審議会

日 時：令和元年10月23日（水曜日）

午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

1 開 会（司会）

- ・宮城県環境審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の宣言（委員25人中、20人出席）
- ・宮城県情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ・資料確認

2 あいさつ（大森 環境生活部長（以下「環境生活部長」））

3 議 事（進行：須藤 環境審議会会長（以下「須藤会長」））

<須藤会長> 一言御挨拶申し上げます。ただいま大森部長からの御挨拶にあったように、宮城県もこの台風19号では大きな災害を受けた。特に県南では相当の被害を受けており、また、雨量が極めて多く、これまで経験したことない雨量で、県南では前日から朝にかけて約400ミリ降ったということである。その他各所で災害があったことについて、心からお見舞いを申し上げます。この環境審議会では、今日の議題ではないが、廃棄物の問題等に関連がある。気候災害は、おそらく温暖化の影響で生じており、我々、環境審議会の終局の課題と考えている。今日は、予定されている議題が審議事項2件、報告事項1件ということである。これらについて、時間の許す限り、委員から御意見を頂きたい。

まずは審議事項①「産業廃棄物税の在り方について」である。これについては、前回8月7日の環境審議会で、知事から諮問を受けている案件である。前回は大変たくさんの御意見があり、会議後も事務局と各委員との間で多少のやりとりがあったとのことである。本日は、答申をする予定である。前回の審議会の後、各委員や事業者及び県民の方々からの御意見を伺っているということであり、その結果を含め、担当から説明願う。

（1）審議事項

① 産業廃棄物税の在り方について（答申）

<循環型社会推進課> 資料（審1-1から1-4）に沿って説明。

質疑

<石澤委員> 審1-2の最終処分設置者からの意見に対しての回答で、搬入道路の補修に

この税を充てられないかという意見に対して、自治体管理の道路の補修に充当することは難しいとある。県や市の道路に対しての支出というのは難しいということかと思うが、実際最終処分場設置者から搬入道路の補修という要望があるということは、道路が傷んでいるということか。

<循環型社会推進課>　　そういうことだと思う。

<石澤委員>　　税を充てるといのは、普通から考えれば適切ではないかと思うが、実際はどう対応されているのかも含めて見解を伺う。

<循環型社会推進課>　　管理型処分場だと仙台市の道路を使っている場合が多いが、仙台市で道路を補修する場合、国の補助も入る。例えば、県の補助は通常2分の1が多く、上限も例えば1千万とか2千万である。その場合に、ある程度少ない費用で補助が付いたからといっても、仙台市の持ち出しもあり、最終処分場の搬入路だけを優先的に補修するのは難しいと仙台市から回答を頂いている。道路の整備については、1億円規模の費用を充て補修することになるのでなかなか難しいとの回答だった。

<石澤委員>　　そうであれば、仙台市以外の道路であればよいのか。

<循環型社会推進課>　　産業廃棄物最終処分場は大和町にもあるが、そういったところでも同じである。県が実施する場合、国の補助がまず優先にあるので、そちらとの兼ね合いがある。同じように1億、2億の工事になるので、その場合、産業廃棄物税は4億位の税収しかないのが難しい。

<須藤会長>　　もし引き受けた場合、赤字になり不十分という意味か。出せないのではないということでしょうか。

<循環型社会推進課>　　制度自体考えられないわけではない。

<須藤会長>　　自治体が別だと考えれば、仙台市の分は理解できる。仙台市以外であれば、高額でなければ、産業廃棄物税の税収規模が4億円であることから、充当できないわけではない、ということでしょうか。

<循環型社会推進課>　　そうである。実際、ストックマネジメント事業に産業廃棄物税を導入したことはある。ただ、現在は仙台市に立地されていることが多いことから、要望があったものである。

<須藤会長>　　仙台市は行政区域が違うので出せない、という理由の方が分かりやすい。石澤委員、どうか。

<石澤委員>　　実際問題として、最終処分業者が困っている状況があるのであれば、県とし

でも法律上の問題、各地方自治体のことかもしれないが、一般市民の感覚としては、そこを何とか考えるべきではないのかな、というのが残る。

<環境生活部長> 若干補足させていただく。道路については、実はこういった要望というのは多々あるのが実態である。国道、県道、市町村道、それぞれ管理者が違う。例えば、市町村道の整備に対して県が補助するのはかなりハードルが高く、それぞれのルールで行っている。その垣根を越えてお金を出し合うと、いろいろな秩序が乱れるので難しい部分がある。それから、事業者が管理している私道については、原因者が基本的に負担するのがルールである。そこについて補助金を出すのは、これもまたかなりハードルが高い。なおかつ、先ほど説明したとおり産業廃棄物税については税込規模が4億しかないのです、ハード事業に対して支出が始まるとあっという間に枯渇する、ということもあるので、それらを勘案して判断しているところである。

<須藤会長> では、一応御了解いただいたということで、香野委員どうぞ。

<香野委員> 私は部長の考えに賛成である。産業廃棄物業者はボランティアでやっているわけではなく、営業である。運んでくる物によって道路が傷む、その道路が悪くなるために住民がなんとかしてほしい、ということであれば分かるが、基本的には事業者が直すのが筋ではないかと思う。

<須藤会長> 承っておく。道路は別の範疇に入るのです、産業廃棄物の処理とは別の問題である。他の委員どうか。松八重委員、どうぞ。

<松八重委員> 他県でも税率はトン当たり1,000円ということだが、税制が変わったこともあるので、1,000円の妥当性を少しは検討されたのか。あるいは、他も同等で今までもそうだったので大丈夫ということであれば、継続を認めることは問題ないかと思うが、そこにサポートがあってもいいのかと思う。

<須藤会長> 1,000円の意義ということか。よその県に合わせているだけか。

<循環型社会推進課> 1,000円の意義と言われると大変難しいが、平成17年からずっと1,000円が変わっていない。東北6県をはじめ、他県も変わりなく同じ形でやっている。今回、もし宮城県で若干引き上げなりすると、事業者の方で他県に持ち込むとか流入・流出する等の影響が考えられる。

<須藤会長> 安い方に行くという意味でよいか。

<循環型社会推進課> そうである。高くすればうちの県は敬遠されるとか、お互いに牽制しているような状況であるため、本県だけ値上げするということは考えていない。意義はと言われると、明確にお答えはし難いが、税率を上げるとすれば他県と時期を合わせていくような形をとらなければならないと考えている。

<須藤会長> 1,000円にするとした当時、東北6県の担当者や課長が集まって相談して決めたのか。それとも、前からそうだから他県もそうだからと決めたのか。

<循環型社会推進課> 集まって決めてはいない。初めに決めた県の額を踏襲して、広がっていったというのが実情である。

<須藤会長> なぜ1,000円かは議論していないということか。

<循環型社会推進課> 議論していない。

<須藤会長> このようなことである。御意見があればどうぞ。

<松八重委員> 1県だけ突出して上げようということには恐らくならないだろうとは思いますが、そうは言っても1,000円という金額は安くはないから、下げる余地があるのであれば下げるべきだし、下げられなくて税制も上がったので上げなければならないというのであれば、その根拠を示す必要はあるので、何かしら1,000円の根拠は作っておくべきかと考える。

<須藤会長> それは宮城県としてということか。

<松八重委員> そうである。

<須藤会長> 他の委員、どうか。

<日引委員> これは経済学的な考えだが、不法投棄等によって原状復帰の費用を県として負担しているのか。多分、多くの産業廃棄物事業者は、不法投棄をしたときに、原状復帰費用が負担できなくて倒産するということが起きる。そこは結局県が負担するということになる。産業廃棄物税の機能というのは、今は倒産していないが、将来そういうことをして倒産する人たちのための基金を積み上げているという機能を、実は果たしているという側面もある。このため、一つの説得の材料としては、どのくらい年間不法投棄が発生して、それを原状復帰するためにどの位コストがかかっている、それは前に納付した誰かが、倒産して負担できなかったものをカバーしている、という説明の仕方はできる可能性がある。

<須藤会長> ただいまの御意見に対していかがか。

<循環型社会推進課> 当県の産業廃棄物税の使途として、不法投棄をされたものの復旧等に使っているものはない。不法投棄がされた場合は、行為者に当然責任があるので、それを追

及していくのが第一義的な私どもの仕事であり、そこで費用が捻出できないということで産業廃棄物税を充てているということは考えていない。

<日引委員> 私のポイントはそこではなく、そうかといって不法投棄をした人が見つからないとかいう場合に、誰かどこからか予算を負担しなければならないということは発生する。ここの財源を使っているとかではなく、なぜこの税を負担するということが大事なのかというと、確かにお金に色は付いていないので、この財源は直接使っていなくてもどこかの財源は使っているということになる可能性はある。不法投棄がどの位発生していて、例えば倒産とか見つからないとかで、実際費用は発生しているのか。この社会的な費用というのを、事前に事業者が負担するということは、実はそんなに悪い話ではないのではないか、ということである。

<須藤会長> それについてはどうか。

<循環型社会推進課> 現在、産業廃棄物税は不法投棄の防止とかの啓発等には使っているが、不法投棄された場合の原状復帰等の費用に関しては段階を追って対応している。まず、行為者に対してアクションし、次に行為者に関係する方や土地所有者の方にアクションするといった手順である。最終的に環境に影響がある恐れがあるか、影響が出るような状況に関して、行政が代執行という形が取られる。そこに至る前までは、いろいろな形で行為者に通ずるところを攻めていく形を取っている。今後、この税についてこういうところに充当するかどうかは、これからの検討だと思っているが、現在のところそういう形はとっていない。

<環境生活部長> 答えがかみ合ってなく申し訳ない。確かに、不法投棄で行政コストはかなりの額がかかっているのは間違いない。ただ、その額について、具体的に県でいくら支出しているかというのをすぐお示しするのは難しい。言い訳だが、不法投棄がなければする必要のない仕事を実はしているというのは間違いない。今日の報告事項にある村田町竹の内地区は特に象徴的なものだが、県の行政代執行として、現時点で代執行した代金の回収に努めているが、未収が7億を超えているような状況である。この後説明するが、焼却炉の撤去などにさらに2億かかることが見込まれている。そういった実態もある。そういったことにならないようにするというのがまずは必要だが、潜在的に事業者が産業廃棄物税を負担することで、目に見えないところではあるが、そのコストの一部を頂いているというような側面もあるのかなと思う。

<須藤会長> 今、部長から説明のあった竹の内については、今日の報告事項の中で、昨年度も説明いただいているが、さらにお金のかかる部分が、不法投棄ということではないが、不法投棄するための焼却炉等の撤去に数億円かかるというようなこともあり、これが全て県の代執行になっている。先ほどの産業廃棄物税の4億円を全て充てたととしても、これは充てられ

る筋ではないが、充てたとしても間に合わないような巨額の負担を、かつて経験している。この竹の内については、後ほどの報告事項として説明を受け、皆さんと議論していきたいと思う。産業廃棄物税の1,000円が妥当なのかどうか、あるいは、決定していくプロセスがどうであったのかということ議論していくことは必要なかもしれないが、今の時点では、事務局からの提案に対して、ここをこうすべきだという具体的な問題として取り上げにくいところであるので、今日頂いた意見については今後検討を加えるということにさせていただきたいと思う。

この議題については、本日答申をしたいと考えている。答申について、御意見・御発言あるか。いろいろ御意見は頂いているが、答申の中に入れ込むような筋の話ではなさそうだと思うので、答申書の文案を事務局から説明願いたい。その前に、吉岡副会長からどうぞ。

<吉岡 環境審議会副会長（以下「吉岡副会長」）> おそらく、1,000円にせざるを得ない状況があるのだろうと理解する。それと絡むが、年額の税収を4億円程度と見込んでいるということは、単純に計算して年間40万トンの産業廃棄物が入ってくるということか。この税を取る目的の大きなところは、将来そういう廃棄物が入ってくるのを減らそうという議論に基づくものと思うが、今後5年間の中で、40万トンという数字は、毎年40万トンと見るのか。本当は5年先には30万トンに下がるとすると4億という数字にはならないわけで、5年間をトータルでみた場合に年額4億円、40万トンという見方なのか。その辺も含めて、この税収の見込みについて説明願う。

<循環型社会推進課> 税収については、特別徴収義務者にヒアリングをして、今後の施設の拡張予定と受け入れ、自分たちの事業をどのようにしていくかということヒアリングした結果である。今のところ、今後5年間はほぼ4億円程度の税収で進むと伺っている。

<須藤会長> よろしいか。今、副会長からも御意見を頂いたが、今の時点で何かをどうするということができるものでもないと思うので、答申に移りたいと思う。この答申案について、事務局から説明願う。

<循環型社会推進課> （答申案を配付し、説明。）

<須藤会長> 今まで2回にわたって議論した結論が、あまり具体的ではないが、こういう内容で答申をしたいと思うが、いかがか。

（意見なし）

それでは、いろいろ議論いただいたことは検討事項として残し、ただいまの文案をもって答

申することとする。どうもありがとうございました。

それでは、審議事項の②「環境影響評価条例等の改正について」だが、このことについては、本日付で当審議会へ諮問されている。担当課から説明願う。

② 環境影響評価条例等の改正について（諮問）

＜環境対策課＞ 資料（審2-1から2-4）に沿って説明。

質疑

＜大月委員＞ 規模要件の中で、面積要件を中心に規定したという説明だったが、条例の第1種事業では出力要件が規定されているのに、第2種事業の方では出力が抜けているのはどういう理由か。

＜環境対策課＞ まず法律では、本来、面積要件による規定であるが、電気事業法の関係で出力による規定が必要となるため、開発面積等で相関をとった上で面積相当の出力で規定をしている。条例の第1種事業については、法を補完する目的から、法律の第2種事業を条例の第1種事業としており、法律ではアセスメントができない場合に条例で対応することにしており、出力規定としている。出力は技術革新やパネルの配置の仕方によっても変動する。国では面積との相関により出力で規定しているが、必ずしも地域の実情を反映していないおそれもあるため、県では面積を維持することとした。

＜須藤会長＞ 面積で決めるということによいか。

＜環境対策課＞ そのとおりである。

＜大月委員＞ 一部地域というのは国立公園や国定公園といったところということだが、一部地域においては開発面積の少ない状況でも適切に環境影響評価をしなくてはならないという趣旨と思う。バランスからみれば、確かに出力に関しては発電効率の向上による影響があるかもしれないが、例えば、50から75ヘクタール又は2万キロワットとか、そういう要件があってもよさそうに思う。

＜環境対策課＞ 出力と面積の関係については、地域に照らした場合に相関があるのかという点において今後精査する必要があると考えている。今回は法律との整合を図ることが主目的の条例改正と考えている。大月委員の御指摘については、今後の検討課題と考えている。

＜須藤会長＞ 国は出力で規定しているということだが。

＜環境生活部長＞ 一つだけ補足するが、環境対策課の説明にもあったが、審2-2の環境影響評価条例の「事業種10 工場・事業場用地造成事業」として太陽電池発電所を取り扱って

きたが、今回、この面積要件は変えないで、それにプラスアルファで出力要件を加味したと考えていただくと分かりやすいのではないかと思います。改正後の規模要件にも現状の面積要件を残し、さらに加えて出力3万キロワット以上という要件を第1種事業の規模要件に加えた規定に整理した。

<須藤会長> それは、面積と出力のどちらをとっても同等の価値があるということでしょうか。

<環境生活部長> ほぼ同一と考えている。

<須藤会長> ほぼ、ということである。

<環境生活部長> 従来は、造成をせず地形を生かして設置した場合には3万キロワット以上であっても対象にならなかったが、今回、出力要件が加わったことにより、地形を維持するため従来は環境アセスメントの対象とならなかった事業も、3万キロワットを超えれば対象となるため、対象となる事業は少し広がると御理解いただければと思う。

<須藤会長> ちょっと分かりにくいところがある。では、松八重委員、日引委員、吉岡副会長、青木委員の順でどうぞ。

<松八重委員> 太陽光発電事業がアセスの対象になったというのは非常に大きなことだと思う。国との整合をとるというのも重要なことだと思う。国の規定と違うものを提案するのはなかなか難しいことかもしれないが、廃棄物最終処分場は30ヘクタール以上については、第1種のアセスを行うということになっている。太陽光パネルの設置に関する土地改変は、宮城県の場合はおそらく多くが森林地帯だと思う。最終処分場の立地も大体そのあたりかと考えると、太陽光発電では75ヘクタールという結構規模が大きいと思う。これだけ大きくなるとアセスが入らないというのは、果たして実効性があるのかどうかやや疑問に感じる。30ヘクタール以上で最終処分の場合は掘って入れる廃棄物があり、太陽光パネル設置のための表面上の改変とやや違うとは理解するが、やはり土地改変の面的なところを考えると、ほぼ同じようなところに立地されながら、太陽光の場合には75ヘクタールに達しないとアセスに掛からず、最終処分の場合は30あるいは25ヘクタール、条例では25ヘクタール以上でアセスが掛かるという点でやや違和感を覚える。これでいいのかということである。

<須藤会長> 日引委員どうぞ。

<日引委員> 2点ある。1点目は、今後の課題に関係するところだが、50ヘクタール以下

のものに関しては規制の対象になっていないわけで、国が対象としていないので仕方ない仕組みではあるが。そうすると、事業者はわざわざ50ヘクタール未満で実施しようとするのが起こり、却って小規模のものが出てくる可能性があり、今後の課題になるのではないか。2点目は、周辺の都道府県の条例と横並びなのか、そうじゃないのかということを確認しておいた方がよい。それは先ほどの産業廃棄物税と同じで、違えばそこに事業者の行動の変化があらわれてくるので、確認しておいた方がよい。

<須藤会長> 青木委員どうぞ。

<青木委員> 私も2つあり、1つは先ほどの日引委員の御意見と同じで、50ヘクタール以下のところでアセスが掛からないという問題に関しては、今後、事業者が50ヘクタール以下のものをあっちこちに少しずつ展開していくようなそういう作戦に出た場合にどうするのかという心配がある。もう1つは、条例として発電所という項目を新しく設けて、太陽光発電所、風力発電所、火力発電所をアセスの対象に入れるということだが、宮城県の場合、地熱発電所もある。今は、地熱発電所は稼働していないと思うが、今後、例えば地熱発電所が別のところで計画されるということは十分あり得ると思うが、条例に規定しておかなくてよいか。

<須藤会長> 吉岡副会長どうぞ。

<吉岡副会長> 大体、これまでの委員の御意見と同じだが、太陽光発電は他の発電事業と違って、小ぶりでも事業計画は沢山出てくるので、面積の問題が出てくるだろうと思う。皆さんの御質問にもあったように、一つのエリアにいろんな事業者が集まった場合にどう対応するのかという話と、一つの事業者が複数の場所にバラバラに計画し、トータルである程度の面積を確保した時にどのように捉えるのかということである。事業なので売るということを考えておられるだろうが、中には発電した電気を自家消費するというものもあり、そういう小規模なものがあちこちに出てくる懸念がある。そのときの対応をどうするのか確認しておきたい。

<須藤会長> 一時、太陽光は人気があって、個人であれ事業者であれ、随分関心を持って普及したが、最近、FIT（固定価格買取制度）の買取価格が大分安くなっており、規定は置いておく必要があるが、設置の要望がどの程度あるのかということも知りたいと感じている。他の委員はいかがか。なければ、事務局からお答え願う。

<環境対策課> 太陽光発電の今後の動向について、今、実は転換期にあると思っている。

須藤会長がおっしゃられたように、FITの価格はどんどん下がってきており、この資料にも書いてあるが、来年度以降、FIT制度そのものが抜本的に見直されるという状況がある。また、認定を受けて稼動していないものが結構あり、一定期間以上稼動しなければ買取価格を下げるとか、買取期間を短くするとか、そういった検討が今なされている状況もある。そういったところを踏まえると、これまで太陽光発電は確かに増えているが、今後、特にFIT制度の見直しにおいては大規模のものは認めないという方向性も出されたそうで、おそらくそうはならないと見通している。

その上で、松八重委員から御質問の面積について、廃棄物最終処分場と比較してということだった。まず、環境アセスメント制度は、規模が大きく影響が著しい事業について、事業者が自主的な環境配慮を行い、環境負荷を軽減・回避するという自主的取組である。そういった中で、やはりすべてを対象にするというわけにはいかないの、どこかに線を引かなくてはいけない。宮城県の土地開発の考え方というのは、他県の状況を見ながら、同じレベルで規定をしていこうということで、75ヘクタールなり50ヘクタールという規定をしている。また、最終処分場の土地開発とは環境負荷が異なるので、これを別に規定している。特に、一つの考え方として、法の第2種事業については条例の第1種事業とイコールにするということを基本的なルールにしており、今回もそれに沿って改正したい。

次に、他県の状況については、調査時期が早過ぎたため、まだ結論が出ていない状況であるが、現在のところ、都道府県のうち、太陽光発電を対象としているのは宮城県を含め13ある。対象としないところについて、全く対応を行わないのは1件のみで、他は何らかの対応はするという状況である。対象としているところについて、今回の政令改正を受けて対応を行わないというところが12ほどあり、今すでにやっているところだと思う。宮城県はこれから方針を検討するということで回答しており、この分類に入る。調査時期が早かったため、もう一度調査が必要と考えている。

地熱発電については、法律の対象事業に規定されており、事業規模を考えると、また、全国状況を見ると、法律の規模で足りている。また、環境アセスメントは規制ではなく、先ほど申したような自主的な取組を促進するものである。もともと、各種法律の規制が前提になっている。特に地熱発電所については、計画場所は自然公園等が多く、自然公園法、自然環境保全法や県の関係条例等による規制がまず適用され、対応されている。また、地熱発電は温泉法の対象となっており、地熱発電による環境影響については、温泉法の掘削許可の許可要件になっており、そこで担保し得る。そういった理由から、条例では、地熱発電については必要ないと

いう判断をしている。

次に、複数の小規模事業の複合影響については、違う事業者が同じような場所に複数作るという場合にはなかなか対応しづらいものはあるが、同一の事業者が同じような場所に複数作る場合には、まず法律においては電気事業法により十分把握ができるため、総合的に一体として捉えるという運用がなされる。条例においても、それを参考に、極力、一体としてやるよう指導を行うことになるかと思う。

<須藤会長> この問題は、事前に相談に来る時点で行政指導ができると思う。そのときに、事業者に対して今のような説明をされるものと期待している。他の委員はいかがか。栗原委員どうぞ。その前に今の点について大森部長どうぞ。

<環境生活部長> 一つ補足させていただく。環境対策課から最後に話のあった、事業者が意図的に分割するようなことがあった場合は、我々がしっかり中身を見て一体として判断できる場合はアセスの対象としていくものである。対象となる面積について、アセス条例については75ヘクタールあるいは50ヘクタールということになるが、その他にも規制があり、例えば、林地開発については1ヘクタール以上の開発は許可対象となっており、10ヘクタール以上の開発は大規模開発の要綱による手続きが必要となる。アセスは規制ではないが、さまざまな規制との組み合わせで総合的に考え、本日の改正案を御説明した。

<須藤会長> 栗原委員どうぞ。

<栗原委員> 太陽光発電の関係だと、助成金等の関係で参入障壁が低いと、あまり経験のない方が参入したり、簡単に事業譲渡されたりと、必ずしも事業の継続性が安定的ではないようなケースも見受けられると思う。そうすると、終了に伴う設備の廃棄や、今回の災害のような場合の設備の廃棄が避けられないと思うが、その時に思ったよりも廃棄費用がかさむケースは当然あると思う。このアセスメントの中で、そういった廃棄に関するものを評価したとして、その費用を担保したとしてもそれが廃業時まで継続して担保されるかというのはなかなか確認できないと思う。そういったところは実際にどのように考慮されているのか。

<環境対策課> 事業終了後の廃棄物処理については、環境影響評価の予測評価の対象になっている。事業者によって、どのような廃棄物が、どの程度の量出て、どのように処分するか考えることになっている。それに基づいて事業計画を作ることになると思うが、その後の措置についてはアセスメントとは違う話になる。まずは、FIT認定の制度の話や、廃棄物処理法に基づく適正処理ということになると思う。現在の動向は、もともとFIT認定においては

廃棄物の処分費用も買取価格につながりがあるため、積立するよう言われている。過去の認定分の廃棄物処理については今検討しているようだが、買取価格から差し引く議論が今なされていると聞いている。それに基づいて、廃棄物の適正処理をさせていくことになると思うが、本当にやるかどうかは、まさにその廃棄物処理法の運用面で監視指導していくものと思う。

<須藤会長> 審査の中で、廃棄時の方法等を提案させ、守られるかどうかは別だが、約束をさせる。今、事務局から話があったように、もし実施されなければ行政指導をすることになっているが、10年、20年の事業期間が終了したときに、そのまま逃げてしまうのではないかと、いう心配は、私自身している。他いかがか。よろしいか。この議題の環境影響評価というのは、事業による影響を評価し、いろいろ決め事をして、事業者の自主的取組を指導するものだが、実際にどう守らせるかというのは行政がしっかり監督をし、相談に対応しなければならないことだと思う。今日の改正案については、条例により国の対象規模よりも小さいものについて対応するものだが、あるところで線を引いたときに、ある線以下の案件が集まり、何も対象とならないということがあり得る。そういうところで、宮城県が一番困ることがあると思う。過去には石炭火力発電所のこともあった。規制値のすぐ下ぐらいの規模の案件があった場合にどう対応するかというのは、これからの大きな問題だろうと思う。だがしかし、本日の議題については、この程度でよろしいかと思うが、さらにここを変えてほしいということがあればどうぞ。

(意見なし)

よろしいか。特に環境影響評価のことについては、今後、法令の改正や環境省から通達等があった場合に、この環境審議会の場合でも説明され、関心を深めていただければと思う。

今日の時点で、何か意見を付帯して答申しなければならないということは、私の判断としては、お認めいただいてよろしいか。皆さんに頂いた御意見等は全部議事録に記録し、改めて確認いただく。今のような、規制値のすぐ下の案件をどう扱うか、行政指導するかという問題は、今後の大きな課題だろうと思う。よろしいか。

(意見なし)

それでは、特に新たな御意見はないようなので、今のように調整し、答申とさせていただきます。続いて、報告事項に移りたい。事務局から説明願う。

(2) 報告事項

① 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状について

<竹の内産廃処分場対策室> 資料(報1)に沿って説明。

質疑

<須藤会長> 代執行した金額を説明願う。

<竹の内産廃処分場対策室> これまでの県による行政代執行費用を含む総額は約13億円と、多額の金額となっている。

<須藤会長> 莫大な費用をかけて竹の内での処分場を維持管理と言ったらいいのか、対応をしており、住民からも様々な御意見を頂きながら、村田町の環境担当課の方にも多くの御迷惑をかけている訳だが、ただいまの説明は報告事項で、今日は審議ではなくて皆さんの御意見を伺ってそれを参考とさせていただく。どうぞ御遠慮なく御意見をどうぞ。まだ、宮城県にもこのような所があることを皆さんにも知っていただきたい。

<須藤会長> 日引委員どうぞ。

<日引委員> 質問だが、この方たちが措置命令を履行されない理由は何か。

<須藤会長> 逃げてしまったということである。

<日引委員> 逃げてしまったということか。存在していないわけか。

<須藤会長> 関係者がどこで生きているのか、私は十分に存じ上げないが。

<日引委員> 了解した。こういう問題では、重要な問題になってくるので。

<須藤会長> 佐々木委員どうぞ。

<佐々木委員> 質問ではなく、分からない点だが、平成2年に設置され、埋立終了が平成13年、埋立容量が約35万㎡のところ、約100万㎡と約3倍もの物が埋められたということだと、その間のチェックはどうなっていたのか。要するに、途中でチェックする機会がないのか。そうすると、他の産業廃棄物処分場のチェックは大丈夫なのかと少し心配になる。

<須藤会長> 約3倍以上埋めたわけであるからと。

<佐々木委員> その期間のチェックはどのようにされていたのか、ちょっと驚いてしまった。

<須藤会長> どうぞ。

<竹の内産廃処分場対策室> 平成2年に設置され、許可容量の約3倍もの産業廃棄物を埋め、さらに許可以外の物も埋めたという状況である。開始当時の制度としては、県に届け出をして埋立をしていたので、当然、定期的に地元保健所や県庁の担当課が検査する場面もあったが、法律的に今よりは規制が緩い部分があり、なかなかチェックができていなかったというこ

とが、確かに県としてはあったと思う。この事案で申し上げますと、事業主体が何度か変更になっていった中で、平成10年度以降は反社会的勢力の関与の可能性も取り沙汰され、保健所の職員が軟禁されたりするといった場面もあり、県の対応もなかなか難しかったということも聞いている。そういう中で、現在に比べると法規制が整備されていない時期に、なかなか対処しきれなかったというところがあり、県としても、その部分に関しては、後手に回ったというところは、対応検証委員会の報告書で公表されているところである。現在の最終処分場に関しては、法規制もかなり厳しくなり、許可内容のとおり埋立を行っているか、測定と報告が義務づけられているほか、県でも定期的に必ず現地の監視を行い、報告を求めたりしている。また、県自ら測量等により監視を続けている。そのような形で、この当時とは違った監視体制で対応しており、いろいろな経緯から法律もかなり厳しくなり、現在の最終処分場に対しては、処理業者や収集運搬業者よりも高い頻度で県の立入検査が入っているというような現状である。全てを24時間体制での監視はできてはいないが、その辺りは最終処分場の事業者や産業廃棄物業界全体でもそうだが、業界もイメージが悪くなってきていたというようなこともあり、今、いろいろ御自分達のイメージアップにも取り組まれ、優良認定等を取得される事業者もだいぶ増えて、法の知識もだいぶ上がってきた。こういうようなことがないように、県としても努力しているし、業界でも努力しているという状況である。

<須藤会長> 一言で言えば、この約3倍も埋められたような、要するに不適正処理だが、あの時点では、それを止める術がなかったというか、やったとは思いますが、なかなか行政で止める十分な術がなかったので、あれよあれよという間にこの約3倍埋め立てられてしまった。そうになってしまったから、環境影響がすごく出たので、今、県が後追いで対応しているが、そのときにやっていた事業者は全て逃げてしまった。代執行というのは、本来であれば、原因者を究明して弁償させるものであるが、倒産して、現在でいうと、どこが住まいかも分からないということだったかと思うが、今年やる対策も全て代執行で、全て県費で立て替えていると御理解いただければと思う。それは、もちろん県にも責任があるが、責任の所在を今言い合っても仕方がないわけで、対応をどうしたらいいか、私自身、この件については、評価委員会の座長を預かり対応している。日引委員どうぞ。

<日引委員> おそらく当時は、平成2年だったので、マニフェスト制度がなかった時代だと思う。今はマニフェスト制度があり、産業廃棄物を誰がどうやって移動したか分かり、それがきちんと管理されていれば、少なくとも、把握だけは今はできる状況になっている。多分、

当時は把握すらできなかったと思う。今後は、マニフェスト制度をうまく活用することで、把握することができるかもしれないと思ったし、産業廃棄物税があるので、産業廃棄物税を逃げられるとだめだが、産業廃棄物税のところまでどれだけ排出しているのかチェックはできるようになっており、そういう意味ではチェックできるような体制にはなっていると思う。

<須藤会長> 事務局どうぞ。

<竹の内産廃処分場対策室> 訂正をさせていただきたいが、平成13年度から平成29年度までに処分場対策に費やした費用の総額が約13億円程度であり、そのうち代執行に要した費用が約7億円である。それから、確かに事業者は、須藤会長がおっしゃったように逃げ回っているが、所在は把握しており、わずかな金額だが、回収に努めている。

<須藤会長> 生きておられると。

<竹の内産廃処分場対策室> 事業主体の関係者等については、応答のない者もいるが、少しずつでも支払うように、また、忘れられないように、連絡を取ったり、県から徴収に行ったりという形で対応している。

<須藤会長> 他に御意見あるか。菊地委員どうぞ。

<菊地委員> 質問だが、2ページの処分場内部の状況の「②発生ガス」だが、温室効果ガスのメタンとか、CO₂のことが出ているが、フロンが含まれてなかったの、これはフロンの改善策が行われた結果、このように含まれてなかったのかお尋ねする。表にはメタンなどは出てきたが、私の聞き違いなのか、フロンは出てなかった。

<竹の内産廃処分場対策室> 発生ガス等調査の項目としては、フロンは確かに含んでいない。

<菊地委員> 調査項目の中になかったということか。

<竹の内産廃処分場対策室> 調査項目の中に入れていない。

<菊地委員> 調査はしてないということか、了解した。

<竹の内産廃処分場対策室> 埋立されているものが分解されて出てくる発生ガスの中に想定されないもので、調査項目として入れていない。

<菊地委員> 了解した。

<須藤会長> 他はよろしいか。それでは、私は、宮城県内にこういう地域があって苦勞されているということ、そして、ちょっとミスをするとなんでもないことが起こるということがあったということで、今後は、廃棄物行政がしっかりしているから無いと思うが、昔の負の財

産が残っているということを委員の皆さんに御理解いただき、村田町自身もだいぶ苦しんでいるので、皆さんに御理解・御協力いただければと思う。この議題はこれで終わらせていただく。

続いて、その他として事務局から何かあるか。

(3) その他

事務局からは特になし。

<須藤会長> では、皆さんからこの機会に何か御意見はあるか。阿部委員どうぞ。

<阿部委員> 太陽電池発電所の件で気になっていることがあり、確認したい。数年前に、東京の事業者がゴルフ場にする目的で取得していた角田市内の山について、太陽電池発電所を設置したいということで、知事から諮問され、条件付きで山の開発が許可され、山を丸坊主にした件があった。そこが今、太陽電池発電所として機能しているのかどうか、それから、条件として、植樹をするという約束があったが、現在どうなっているのか。

<須藤会長> ただいまの御質問について、分かる範囲でどうぞ。

<環境対策課> 太陽電池発電所に関する環境アセスメントの案件は、これまで2件あるが、そのうち1件は取り下げられており、残る1件は白石の案件である。申し訳ないが、角田の案件は承知していない。

<須藤会長> 阿部委員。そのような案件があったと言うことでよいか。

<阿部委員> はい。

<須藤会長> では、この件については、この場に担当者もいないので、後日調べて回答することとさせていただきたい。

<環境生活部長> 角田市の案件について確認し、該当があれば回答させていただく。

<須藤会長> では、後日回答とさせていただく。

<阿部委員> 了解した。

<須藤会長> 佐々木委員どうぞ。

<佐々木委員> 本日、私は予定では欠席としていたが、宮城県にとって重大な環境変化が起きたので、急遽予定を変更して出席した。

<須藤会長> 御出席に感謝申し上げます。

<佐々木委員> もちろん、須藤会長や環境生活部長から、御挨拶の中で今回の台風19号に

よる水害についての御発言があったけれども、予定された議題をこなすのはもちろん必要なことだと思うが、はっきり言えば、このような緊急事態が発生したと考えて出席したので、どのような環境変化が起きているのか、それに対して県が今どのような対応をしなければならないのか、そういうことが真っ先に議論されるものと思っていた。予定された議題をこなすことも大事だが、そのときそのときの状況に即対応し、このような大きな環境変化が起きた要因や現状やこれからどうしなければならないかということについて、環境審議会の議題として真っ先に取り上げるなど、柔軟な対応をお願いしたい。

<須藤会長> 御発言ありがとうございます。行政なのでいろいろと準備も必要となってくると思う。台風19号の被害については、環境生活部長も私も挨拶の中で申し上げたが、ただいまの御意見は、速報のような形で会議において説明し御意見を頂戴する必要があるのではないかと、という御意見だった。今回の審議会は数か月前からの案件について審議しているが、数日～1週間前に起こった件についても多少のコメントが欲しいと、こういうことでよろしいか。この件は環境生活部長からどうぞ。

<環境生活部長> 環境審議会の議題とする場合は、いろいろと整理しなければならない部分があるので、若干お時間を頂く必要がある。今回の台風19号災害について、環境生活部としての最大の課題は災害廃棄物の処理で、これからかなり時間が掛かる課題と見込んでいる。各市町村で大きな被害が出ており、第一段階として、廃棄物の仮置き場の確保に苦勞している。しかし、これまでの経験が蓄積されており、最初から分別して搬入してもらうよう各市町村で努力されている。ただ、量が膨大で、特に丸森町や角田市においてはすでに仮置き場がいっぱいで、分別しようと思っても思うように分別できないという事態も生じている。県としては、情報収集に努め、新たな仮置き場の確保など、環境省東北地方環境事務所とも連携し取り組んでいる。また、今回特徴的だったのは、秋の稲の収穫後に発生したということで、膨大な稲わらが流れ、散乱し、下流に堆積するということが起こっている。この処理が大変な課題となっており、どのようなスキームでこれを処理するか検討している。各市町村からも相談を受けており、緊急性を要することなので、一定の方向性を打ち出し対処していきたいと考えている。災害廃棄物の話題ばかりで恐縮だが、県としては環境生活部が中心となって対処していくものだが、稲わら、海岸漂着物、道路堆積物や道路警戒作業ごみ、流木等さまざま種類のごみが出てくることとなり、庁内4部（環境生活部、農政部、水産林政部、土木部）で連携体制をとり、チームを組んで対応している。皆様お聞き及びかもしれないが、何か御意見等があれば、お寄せいただければ県としても参考となるので、御協力をお願い申し上げます。

<須藤会長> 佐々木委員，今のようなことでよろしいか。

<佐々木委員> はい。放射性廃棄物はシートで覆い保管していると聞いていたが，そちらは大丈夫だったのか。

<環境生活部長> まず，指定廃棄物だが，今回調査したところ，登米市内の指定廃棄物が少し冠水・浸水したとのことだったが，流出はなく，確認したところ周辺への影響もなかった。指定廃棄物以外の放射性物質汚染廃棄物に関して，例えば，丸森町では除染廃棄物は除染土壌もあるが，現在，詳細を確認中である。現時点では，大きな影響が出たという報告はない。

<須藤会長> 佐々木委員，この点については，時間的にも十分に準備できるものではないので，今のようなことでよろしいか。佐々木委員の御発言を受け，部長から，今問題となっている点について口頭で説明されたということに留めることとする。その他何かあるか。環境生活部長どうぞ。

<環境生活部長> 太陽電池発電所の続きとなるが，環境アセスメントについてはこれまで2件しかなく，うち1件は取り下げられ，実質1件しかないと申し上げたが，県内で太陽光発電の事業・開発の案件は多数ある。ただ，環境アセスの対象となる規模の案件は少なく，様々なところから様々な御意見を頂戴している。環境対策課の説明の中にもあったが，環境省ではガイドラインの作成を検討しており，様々議論されている中で，県としても，現時点で具体的に申し上げることはできないが，検討を進めているということは申し上げておく。

<須藤会長> それでは，予定の時間となったので，これをもって，本日の環境審議会を終了とさせていただきます，司会にお戻しする。

4 閉会（司会）

- ・次回は令和2年1月24日（金）午後1時30分からの予定。